

第9回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和7年12月25日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について
- 第4 議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定許可申請について
- 第6 議案第3号 土地の現況証明の交付について
- 第7 その他 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

◎出席委員 (9名)

- 1 番 樋 口 國 先
- 2 番 杉 田 文 枝
- 3 番 神 野 充 布
- 4 番 瓜 田 晃
- 5 番 山 下 博 史
- ~~6 番 菅 野 能 弘~~
- 7 番 佐 藤 能 將
- 8 番 加 川 可名子
- 9 番 長谷川 和 夫
- 10 番 藤 本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 内 山 徹
- 事務局次長 丹伊田 和 博
- 主事 菊 地 智 皓

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は 9 名出席です。6 番菅野委員から欠席するとの申出がありました。過半数の出席があり定数に達しておりますので、ただいまから第 9 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。
------	--

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第 1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 5 番山下委員、7 番佐藤委員にご指名をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」という者あり)
藤本会長	ご異議がないようでありますので山下委員、佐藤委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第 2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告があれば発言してください。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案 2 ページをお開きください。第 8 回総会以降の経過報告になります。 11 月 27 日、農業振興懇談会が役場大会議室で行われ、藤本会長ほか記載の各委員および事務局が出席をしております。12 月 10 日、令和 7 年度地区別農業委員・農地最適化推進委員等研修会が旭川市で行われ、藤本会長ほか記載の各委員および事務局が出席をしております。また同日、令和 8 年度美深町農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書を役場町長応接室で藤本会長ほか記載の各委員および事務局で草野町長へ提出してきております。12 月 9 ～10 日、12 日に、令和 7 年美深町議会第 4 回定例会が役場議場で行なわれ、藤本会長と内山局長、丹伊田次長が出席をしております。本日 25 日、第 9 回美深町農業委員会総会も本日举行されております。 続いて第 9 回総会以降の予定でございます。1 月 5 日に、令和 8 年新年交礼会が文化会館 COM100 で行われる予定で藤本会長と内山局長が出席予定です。1 月 20 日に、令和 8 年度予算副町長査定、1 月 30 日に町長査定が役場中会議室で行なわれる予定で、事務局が出席します。 第 10 回農業委員会総会ですけれども、何日が皆様ご都合よろしいかどうかご相談申し上げます。 ※昨年度は 1/24 (日程調整)
丹伊田次長	では、29 日開催の予定ということでございますが、また近くなりましたらご案内いたします。経過報告、諸般の報告は以上になります。

	また、合わせて同日に農業委員会懇親会を開催していききたいと思います。時間や場所については、後日お知らせいたしますのでご承知おきください。
藤本会長	ただいまの報告に対し、ご質疑等があれば受け賜ります。ありませんか。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第3 報告第1号

藤本会長	<日程第3>報告第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案3～4、5ページをお開きください。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので報告します。 整理番号7番、貸主、〇〇市〇〇区〇〇〇△条△丁目△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△線〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡外△筆、合計△筆の面積△△, △△△. △△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和7年11月30日、土地の引渡期日は令和7年11月30日、合意解約から土地の引渡期日まで6カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号8番、貸主、美深町字〇△条〇△丁目△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△線〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の△筆です。賃貸借の解約年月日は令和7年11月30日、土地の引渡期日は令和7年11月30日、合意解約から土地の引渡期日まで6カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号9番、貸主、美深町字〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇〇〇さん、借主、字〇△条〇△丁目△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡外△△筆、合計△△筆の面積△△△, △△△. △△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和7年11月18日、土地の引渡期日は令和7年12月24日、合意解約から土地の引渡期日まで6カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 説明以上です。
藤本会長	ただいまの説明に対しましてご質疑を受け賜ります。ありませんか。
3番 神野委員	はい。
藤本会長	はい、神野委員。
3番 神野委員	〇〇〇〇〇〇さんの後に(〇〇)さん とあるのはどういう意味でしょうか？

丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	事務局次長。
丹伊田次長	20年間の賃貸借期間がございまして、最初結んでいた期間が平成18年7月25日からで、途中で〇〇さんがお亡くなりになられまして〇〇〇さんに相続という形での変更がありましたのでその部分は届出いただいて事務処理しており、一応屠所は〇〇さんということの表記でございます。
藤本会長	他にございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約については報告済みといたします。

◎日程第4 議案第1号

藤本会長	<日程第4>議案第1号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案6～7ページをお開きください。 議案第1号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、美深町長草野孝治から意見を求められた令和7年度第6号農用地利用集積等促進計画について審議願います。 整理番号15番、譲渡人、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、譲受人、美深町字〇〇△△△番地△△ 〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△△㎡外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△、△△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は公告日、対価の支払い期限は令和8年3月5日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですけれども反当り△△、△△△円、価格総額△△、△△△、△△△円となります。 説明以上です。
藤本会長	ただいまの説明に対しましてご質疑を受け賜ります。ありませんか。
3番 神野委員	はい。
藤本会長	はい、神野委員。
3番 神野委員	図面を見たところ、宅地が畑に入っているのですが、この辺の状況はどうなっているのでしょうか。
藤本会長	元々、土地の変更をしない建物を作ったということで、現在はほとんど壊し

	て存在しておりません。測量するときに測量技師の方からこの状況では測量は厳しいという話だったのですが、買主の〇〇さんより自分で住居を持っていることでここはすべて処理して畑にするという条件で、測量していただきました。図面では建物があるのですが、現在はございません。基礎が若干残っていますが〇〇さんのほうで全て処理して畑にするということでそれに関しては問題ないと思います。
3 番 神野委員	わかりました。
藤本会長	他にございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第 1 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （全員の挙手あり）
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第 1 号農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 2 号

藤本会長	<日程第 5>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、8～11 ページをお開きください。議案第 2 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。 整理番号 3 番、貸主、美深町字〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇〇〇さん、借主、字〇△条〇△丁目△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡ほか△△筆、合計△△筆の面積△△△, △△△. △△㎡です。契約の種類は使用貸借、小作料は使用貸借ですので無償となります。期間は令和 7 年 12 月 26 日から令和 27 年 12 月 25 日の 20 年間となります。さきほど、合意解約した案件から字〇〇△△△番△だけ除いて再度使用貸借を更新するものです。 整理番号 4 番、貸主、美深町字〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇さん、借主、〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△△, △△△㎡です。契約の種類は使用貸借、小作料は使用貸借ですので無償となります。期間は令和 7 年 12 月 26 日から令和 27 年 12 月 25 日の 20 年間となります。さきほど、合意解約した案件の一部を新たに使用貸借するものです。 整理番号 5 番、貸主、美深町〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡外△△筆、合計△△筆の面積△△△, △△△㎡です。契約の種類は使用貸借、小作料は使用貸借ですの

藤本会長	議案第２号について審議を願います。ご質疑、ご意見を賜ります。
藤本会長	はい、杉田委員。
２番 杉田委員	１０ページの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇というのはどういった会社なのでしょう か。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんですが、基本的に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんで堆肥盤等を管理していたところの委託を受けていたり除雪をしていた会社ですが、昨年、認定農業者ということで申請ございました。その中でアスパラの栽培をするにあたってこの土地にハウスを建てて農業をしていくということで認定を受けております。その部分の使用貸借に当たる部分でございますが、認定農業者ですがそういう会社でございます。
２番 杉田委員	ありがとうございました。
藤本会長	ほかにございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （全員の挙手あり）
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第２号農地法第３条の規定による使用貸借権の設定許可申請については、原案のとおり可決されました。

藤本会長	＜日程第 6＞議案第 3 号土地の現況証明書の交付についてを議題に供します。 それでは、事務局より説明願います。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは 12 ページをお開きください。議案第 3 号 土地の現況証明書の交付について、土地の現況証明願が次のとおりありましたので、証明書の交付の可否について議決を求めます。 整理番号 5 番、願出人、所有者共に、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿宅地、現況農地・採草放牧地、面積△、△△△. △△㎡、利用状況は平成 20 年から耕作地、調査年

	月日は令和 7 年 11 月 28 日、調査委員は記載のとおりです。調査結果ですが、別紙資料になります。赤枠の場所は現状、畑で堆肥が置いてありますが現地調査におきましては農地・採草放牧地として判断しておりますので、〇〇さんの現況証明書の交付願いについては、交付可能と判断しております。説明は以上です。
藤本会長	議案第 3 号土地の現況証明書の交付について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 ございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、整理番号 5 番については交付を可とすることを決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （全員の挙手あり）
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第 3 号土地の現況証明書の交付について、整理番号 5 番については交付を可とすることに可決されました。

◎日程第 7 その他

藤本会長	< 日程第 7 > その他。農業委員会法令遵守の申し合わせについてを議題に供します。事務局より説明願います。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、事務局次長。
丹伊田次長	農業委員会法令遵守の申し合わせですが、北海道農業会議より農業委員会の法令遵守の申し合わせについて通知がありました。平成 30 年 10 月以降連続して、農業委員会会長による農地法違反等の不祥事が発生しております。令和元年度全国農業委員会会長代表者集会では、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせを決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認しました。この申し合わせ決議の趣旨に則り、美深町農業委員会として、法令遵守の申し合わせを行うものです。それでは、読み上げさせていただきます。農業委員会法令順守の申し合わせ、私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可にかかる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせる。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法令第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するため研修等を実施すること。以上です。
藤本会長	農業委員会の法令遵守の申し合わせについてご意見を賜ります。 ございませんか。 （「なし」という者あり）

藤本会長	ご意見等がないようでありますので、農業委員会の法令遵守の申し合わせについては、申し合わせ事項のとおり確認をいたしました。引き続き、適正に農地制度を運用し、法令を遵守してまいります。
藤本会長	その他、委員の皆様から何かございませんか。なければ事務局の方から何かございますか。
丹伊田次長	とくにありません。

◎閉会宣言

藤本会長	以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 9 回美深町農業委員会総会を終了いたします。 大変お疲れ様でした。
------	---

※終了 午後 2 時 0 4 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑤

署名委員 5 番

⑤

署名委員 7 番

⑤